

国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の特例

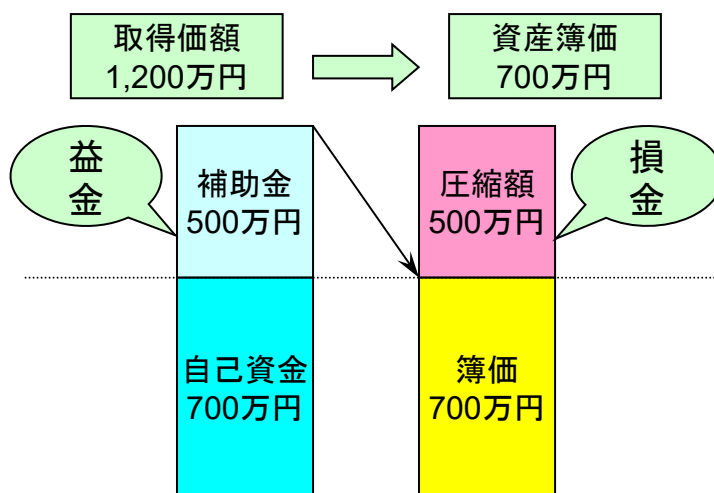
《所得税・法人税》

1. 特例の内容

国又は地方公共団体等から固定資産の取得又は改良に充てるために補助金等の交付を受けた場合において、その補助金等で交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、原則として国庫補助金等の額に相当する額の範囲内で圧縮記帳が認められています。

2. 特例の効果

例(法人)： 取得価額	1,200万円
うち補助	500万円
自己資金	700万円



圧縮記帳を行うことにより、益金相当額である補助金部分が相殺され、資産取得の初年度税負担が軽減されます。

ただし、圧縮記帳は課税の繰り延べであり、課税の免除ではありません。

担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課構造改善施設班
お問い合わせ先	(代表)03-3502-8111 (内線)6904
	(直通)03-6744-2391